

令和 8 年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクル及びOODA ループにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）機構における令和 7 年度の契約状況は、表 1 のとおり、新規等の契約件数は 985 件、契約金額は 649 億円である。

また、競争性のある契約は 870 件（88.3%）、575 億円（88.6%）、競争性のない随意契約は 115 件（11.7%）、74 億円（11.4%）となっている。

令和 6 年度と比較して、競争性のある契約の割合は、件数は減少し、金額は増加した（件数は 4.3%減、金額は 62.4%増）。件数が減少した主な要因は、組織の再編に伴って集約発注を進めたこと等によるものであり、また、金額が増加した主な要因は、「豊川用水二期東部幹線併設水路宇利川・中藤工区工事」等の比較的大きな金額の発注があったことによるものである。

また、競争性のない随意契約の割合は、件数及び金額ともに減少した（件数は 51.1%減、金額は 20.4%減）。件数及び金額が減少した主な要因は、令和 7 年 7 月に、国の取扱いに合わせて少額随意契約の適用基準額（＝表 1 の計上基準額）を引き上げたことにより、公表対象となる契約が減少したことによるものである。

なお、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（令和 8 年 4 月 6 日）に掲げられた「発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映」、「低入札価格調査制度の導入を全ての対象契約で徹底」、「契約期間中に発生した労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応」、「発注を行う際の分離・分割発注の実施の検討」及び「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記」のうち「全ての工事の発注において、契約書へスライド条項を設定する」については、全ての契約において実施した（100%）。

表1 令和7年度の水資源機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(71.9%) 823	(71.6%) 320	(79.2%) 780	(82.9%) 538	(△5.2%) △ 43	(68.1%) 218
企画競争・公募	(7.5%) 86	(7.6%) 34	(9.1%) 90	(5.7%) 37	(4.7%) 4	(8.8%) 3
競争性のある契約(小計)	(79.5%) 909	(79.2%) 354	(88.3%) 870	(88.6%) 575	(△4.3%) △ 39	(62.4%) 221
競争性のない随意契約	(20.5%) 235	(20.8%) 93	(11.7%) 115	(11.4%) 74	(△51.1%) △ 120	(△20.4%) △ 19
合 計	(100.0%) 1,144	(100.0%) 447	(100.0%) 985	(100.0%) 649	(△13.9%) △ 159	(45.2%) 202

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和7年度対令和6年度伸率である。

(注3) 本表には、少額随意契約は含んでいない。

(2) 機構における令和7年度の一者応札・一者応募の状況は、表2のとおり、件数は411件(47.2%)、金額は219億円(38.1%)である。

令和6年度と比較して、一者応札・一者応募の割合は、件数は減少し、金額は増加(件数7.4%減、金額19.0%増)している。

なお、一者応札・一者応募の主な要因については、設備関係工事について既設設備の更新や改造の工事が多く、新たに参入した場合に既設部分の品質保証に責任が持てないなどの理由や、技術者不足等の状況が改善されない中、山間僻地が多くを占める機構施設での契約を敬遠されたものと思われる。

表2 令和7年度の水資源機構の一者応札・一者応募状況 (単位:件、億円)

		令和6年度		令和7年度		比較増△減
二者以上	件数	465	(51.2%)	459	(52.8%)	△ 6 (△1.3%)
	金額	170	(48.0%)	356	(61.9%)	186 (109.4%)
一者	件数	444	(48.8%)	411	(47.2%)	△ 33 (△7.4%)
	金額	184	(52.0%)	219	(38.1%)	35 (19.0%)
合計	件数	909	(100%)	870	(100%)	△ 39 (△4.3%)
	金額	354	(100%)	575	(100%)	221 (62.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札等(一般競争・指名競争)及び企画競争・公募(プロポーザル方式、参加者の有無を確認する公募手続等))を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度対令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

1の現状分析等を踏まえるとともに、引き続き公正性・透明性を確保しつつ、以下により調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 適正な入札契約体制の強化(継続)

他機関で発生した入札不正事案の背景等を踏まえ、調達における公正性・透明性確保の観点から、入札事務の合理化にも留意しつつ、総合評価落札方式における積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る分離の実施など、適正な入札契約体制の更なる強化に向けた取組を引き続き実施する。【当該取組の実施状況】

(2) 参加者の有無を確認する公募手続の実施(継続)

設備関係の工事、点検整備等に関する調達について、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定した「参加者の有無を確認する公募手続」を引き続き実施することにより、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を目指す。【当該取組の実施状況】

(3) 技術者不足等に対応する取組(継続)

建設業界の技術者不足等や一者応札・一者応募の現状を踏まえ、以下の取組を実施する。【当該取組の実施状況】

- ・ 若手技術者の活用・育成のための入札制度の実施(継続)
- ・ 建設キャリアアップシステム(CCUS)モデル工事の実施(継続)
- ・ 週休2日制工事の実施(見直し)
 - 完全週休2日(土日)制又は週休2日交代制の選択制導入
- ・ 他機関における工事(業務)成績、表彰実績等の評価の実施(拡充)

→ 他機関実績の評価方法を見直すとともに、プロポーザル方式（コンサルタント業務）においても試行を開始

- ・ 翌年度発注工事等の機構ホームページにおける公表時期の早期化（継続）
- ・ ワーク・ライフ・バランス（女性活躍等）を推進する企業の評価の実施（継続）
- ・ 土木工事電子書類スリム化ガイドの策定（継続）
- ・ 難易度の高くない工事における技術者要件の緩和（新規）
- ・ 建設現場における環境改善に向けた取組（快適トイレの設置）（新規）
- ・ 知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮（新規）
- ・ 水資源開発施設等におけるPPP／PFI事業の活用可能性の検討（新規）

（４）ダンピング受注の排除への取組（継続）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）の発注者及び受注者の責務が果たされるよう、適切な施工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査、評価する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」を実施する。

また、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁されることが必要であることから、低入札価格調査において、人件費、工数等が適切に計上されているかの確認を漏れなく実施する。【当該取組の実施状況】

３．調達に関するガバナンスの徹底

（１）随意契約に関する内部統制について

随意契約を締結することとなる案件については、次の８項目に限定する。ただし、「八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等」については、当該案件を発注する事務所を所管する本社の担当部室の事前審査を実施し、その結果を副理事長、経営企画本部長及び所管部室担当本部長に報告した上で、契約監視委員会の審議・了承を得てから契約手続に着手する。

また、全ての随意契約の契約結果等について、引き続き契約監視委員会に報告し、点検を受ける。【当該取組の実施状況】

（競争性のない随意契約の類型）

- 一 電気、ガス等ライフラインの継続供給（供給元がーの場合のみ）
- 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料
- 三 リース物品の継続借料
- 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等
- 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等
- 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの
- 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務
- 八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等

（２）不祥事発生の未然防止・適正な入札執行に向けた取組

- ① 倫理委員会による点検等

関係省庁や他法人で発生した談合事件の背景などを教訓に、役員と支社局・事務所との意見交換、一般研修や担当者会議などにおいて適正な入札執行に向けた取組の講義等を実施し、以下の内容について十分に職員への周知等を行い、不祥事発生の未然防止に取り組むとともに、適正な入札執行に向けた取組状況を倫理委員会に報告し点検を受ける。【当該取組の実施状況】

- ・ 発注担当者法令遵守等規程及びマニュアルの周知徹底

事業者との応接方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法、法令遵守義務、秘密の保持義務、規程の適正な運用を図るための措置

- ・ 談合情報対応マニュアル、談合疑義事実処理マニュアルの周知徹底

談合情報に接した場合における的確な対応方法

- ・ 入札契約情報の管理方法等の明確化・ルール周知徹底

入札契約情報の厳格な管理、入札参加者から提出された資料の管理、施工計画等の審査に関する情報管理、土木工事等積算システムで作成したデータの情報管理、電子情報の保管方法、アクセス権限の厳格化、入札契約に関する秘密を含む「書類の管理」の徹底

- ・ コンプライアンスに関する情報の共有

コンプライアンスに関する情報を取りまとめてイントラネット上の掲示板に掲示

- ・ 財務業務執行調査の実施による適正な事務処理の推進

事務処理状況の点検、指導等

② 入札等監視委員会による審議

機構が発注した工事及びコンサルタント業務の契約並びに締結した補償契約について、入札等監視委員会に報告し、審議を受ける。【当該取組の実施状況】

③ 監事監査による確認

入札契約事務の状況及び適正化の取組状況の確認を受ける。【監事の意見】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、以下のとおり、副理事長を総括責任者として、契約担当部である技術管理部を中心に調達等合理化に取り組むものとする。

副理事長、経営企画本部長、技術管理部長、技術管理部次長、技術管理課長、
契約企画課長、技術管理部の職員

(2) 契約監視委員会の活用

外部有識者及び監事によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規随意契約案件の事前審査、一者応札・一者応募案

件、個々の随意契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにおいて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上